

大通達甲（警）第6号
令和5年3月13日

| | |
|----------|--------|
| 簿冊名 | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年 |
| 電子供覧対象文書 | |

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

警察署等における窓口業務の受付時間の短縮について（通達）

警察本部及び警察署（交番及び駐在所を含む。）における各種申請、届出等に関する窓口業務（以下「窓口業務」という。）の一部については、令和4年4月1日から、その受付時間の短縮を試行的に運用しているところであるが、令和5年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、その目的を理解の上、適正かつ効果的な運用を図られたい。

記

1 受付時間の短縮の目的

窓口業務の受付時間の短縮は、窓口業務で取り扱った申請、届出等に関する事務処理時間の確保による適正な審査業務の推進及び時間外勤務を前提とした勤務形態の見直しによる職員の働き方改革の推進を図ることを目的とする。

2 対象窓口業務

受付時間を短縮して運用する窓口業務（以下「対象窓口業務」という。）は、別表のとおりとする。

3 対象窓口業務の受付時間

対象窓口業務の受付時間は、原則として、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

4 県民等への周知

各所属においては、関係団体や来庁者への説明、庁舎への広報チラシの掲示等により、対象窓口業務の受付時間を周知するための必要な取組を実施すること。

なお、周知に当たっては、運用内容等のほか、警察行政手続サイトや自動車保有関係手続のワンストップサービスによるオンライン申請についても積極的に広報すること。

5 留意事項

(1) 窓口業務の受付時間の短縮は、県民等の理解と協力の下に行い得るものであることから、前記3の受付時間以外の時間であっても、執務時間内になされた申請、届出等については、柔軟な対応に努めるとともに、以後の協力を求めること。

(2) 災害時等における道路の維持、修繕その他の管理のための工事等に関する協議等については、執務時間外であっても適切に対応すること。

（警務課企画係）

別表

| 主管課 | 窓口業務の内容 |
|---------|-----------------|
| 生活安全企画課 | 風俗営業等関係 |
| | 古物営業関係 |
| | 火薬類関係 |
| | 質屋営業関係 |
| | 銃砲刀剣類関係 |
| | 警備業関係 |
| | インターネット異性紹介事業関係 |
| | 探偵業関係 |
| 交通企画課 | 緊急自動車関係 |
| | 安全運転管理者等関係 |
| | 自動車運転代行業関係 |
| 交通規制課 | 通行禁止除外指定車標章関係 |
| | 駐車禁止除外指定車標章関係 |
| | 通行禁止道路通行許可関係 |
| | 駐車禁止場所駐車許可関係 |
| | 高齢運転者等標章関係 |
| | 制限外積載等許可関係 |
| | 道路使用許可関係 |
| | 自動車保管場所関係 |
| | 緊急通行車両等事前届出関係 |